



中央ウェイ

2月号

成年年齢引き下げについて

校長 荒川 早月

新型コロナウイルス感染症の第6波の拡大が止まりません。オミクロン株はデルタ株に比べて重症化はしないと言われていますが、それでもこれだけ罹患者や濃厚接触者が増えると大変不安になります。誰が罹患してもおかしくない状況です。これまでの感染症対策を徹底しながら日常生活を送り、もし罹患した場合には、速やかに医療機関にかかり療養してください。暖かい春風が吹くころには、安心した生活が戻ることを期待したいです。

今年の4月から、成年年齢の引き下げが施行されます。この成年年齢引き下げの背景には、18歳以上の若者の社会参加を促す、という社会の流れがあります。すでに平成28年から選挙権をもつことができるようになっていますが、今年の4月からは更にできることが増えていきます。成年年齢とは、「一人で有効な契約ができる年齢」、「親権に服さなくなる年齢」のことです。世界的には18歳を成年とする国が主流のようです。高等部に在籍しているうちに18歳、成年を迎える生徒の皆さんには、大人として社会の構成員の一員になることの責任を自覚し、活躍してもらいたいと願っています。

成年になると、前述したように一人で有効な契約ができるようになります。契約とは、お金を払って人からモノやサービスの提供を受けたり、働いてお金をもらったりする約束のことです。この契約を自分の判断だけで結ぶことができるようになります。一方で、わざと人をだましたり、人が困っていることにつけこんで契約を結んだりする悪質商法と言われるものもあります。簡単に儲かるという甘い言葉で誘われ偽の契約をよくわからないまましてしまった、タレントやモデルになれるとあって事務所と契約したが高額な入学金や授業料を要求された、などの例が挙げられています。インターネットやSNSなど、相手の実際の顔が見えない中で、社会経験の少ない若者が気軽に契約し、トラブルに巻き込まれるようです。また成年になるとクレジットカードの契約もできるようになります。クレジットカードの仕組みは、カード会社が利用代金を立て替え払いし、利用者は代金をカード会社に後払いするものです。しかし、自分で支払うことができないほどの高額の買い物をしてしまったったりするなど、使い方を間違えると大変なことになります。

成年年齢になるとできることが増え、社会の一員として活躍することができる一方、その行為に対して責任も問われます。悪質商法に騙されたりしないようにするためには、正しい知識と判断力が必要となります。本当に必要な契約なのか、契約内容に不審な点はないか等を見極められる力を持つことが大切です。また、困った状況になったときには周りの大人に相談するなど、解決方法を知ることが重要です。公的機関の窓口もあります。そのような知識を持つ必要があります。

まだまだ先の話だと思っている人もいますが、毎日の学校生活の中で、考えたり判断したり相談したり、ということの積み重ねが、将来成年になったときに生きる力としてつながっていきます。一日一日の学びに意味がある、このことを忘れずに毎日の学校生活を充実したものとして欲しいと思います。成年年齢引き下げについては、法務省民事局の作成したサイトにわかりやすい説明が載っています。漫画やクイズで理解できるようになっています。参考にしてください。(<https://seinen.go.jp/>)

令和3年度も残すところあと2か月です。コロナ禍による制限のある毎日ではありますが、生徒の皆さんには、1年間のまとめと進級、進学に向けての準備を怠らず、元気で過ごして欲しいと思います。